

大田区・国家戦略特区特定事業(旅館業法の特例)の経緯

平成 28 年 1 月 25 日
内閣府地方創生推進室

■平成 25 年

12 月 13 日 国家戦略特区法・公布
(「旅館業法の特例」を初期メニューとして措置)

■平成 26 年

3 月 28 日 国家戦略特区法施行令・公布
(対象となる滞在日数の下限(7~10 日)を条例で定めること等を規定)
4 月 1 日 国家戦略特区法・施行(特例措置の実施)

■平成 27 年

9 月 29 日 第7回・東京都都市再生分科会 大田区が事業を公表
10 月 14 日 第4回・東京圏区域会議 事業(区域計画)を決定
10 月 20 日 第 16 回・国家戦略特区諮問会議 事業(区域計画)を認定
【全国初】
12 月 7 日 大田区議会にて、関係条例を可決

■平成 28 年

1 月 25 日 第8回・東京都都市再生分科会 関係規則・ガイドラインを決定
(予定)

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(9) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

(国家戦略特別区域法第13条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

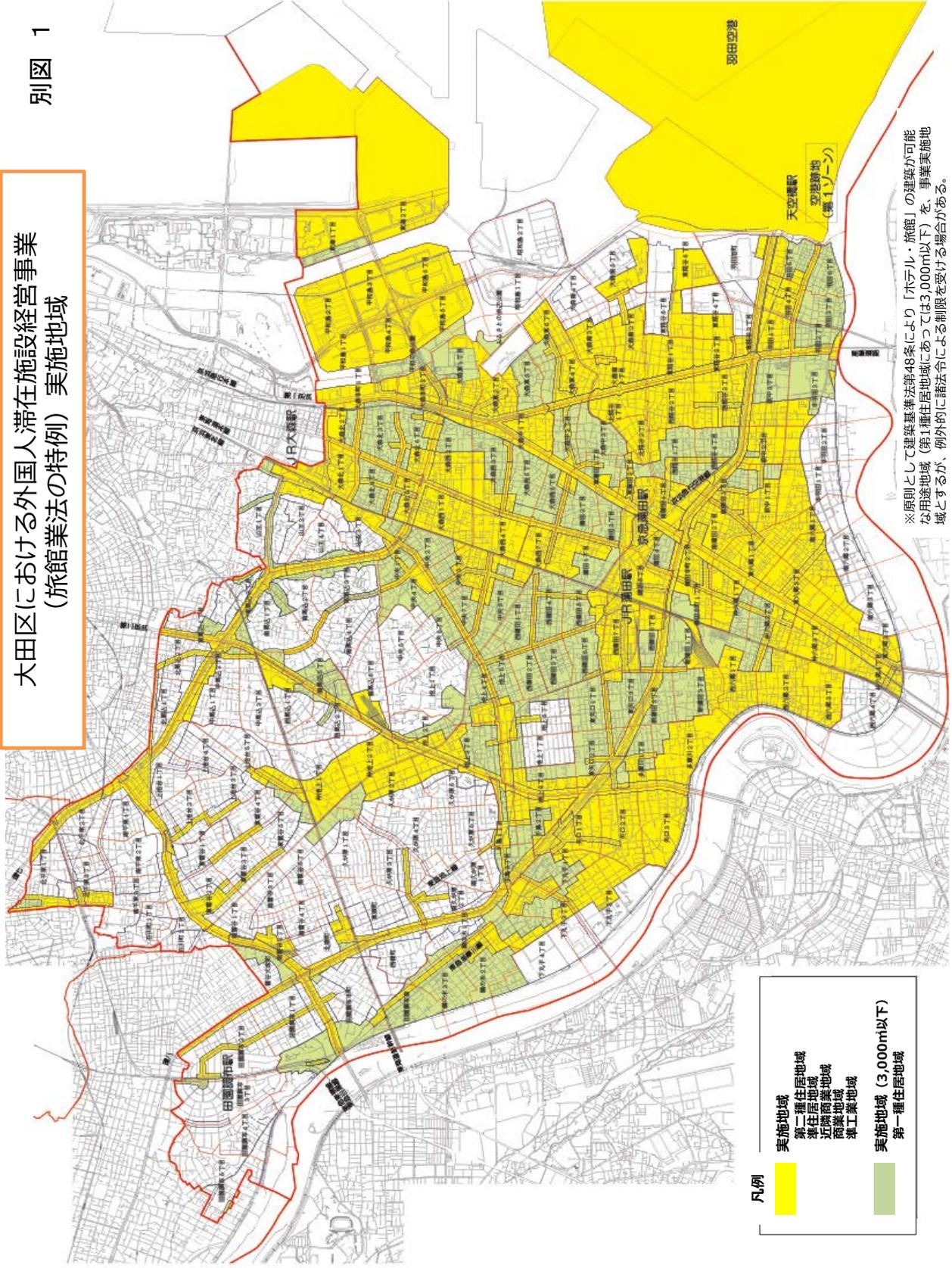
国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 東京都大田区の別図1の区域

【平成28年1月より実施予定】

大田区における外国人滞在施設経営事業
(旅館業法の特例) 実施地域

別図 1



凡例

- 実施地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 実施地域 (3,000㎡以下)
- 第一種住居地域

※原則として建築基準法第48条により「ホテル・旅館」の建築が可能な用途地域(第一種住居地域にあっては3,000㎡以下)を、事業実施地域とするが、例外的に諸法令による制限を受ける場合がある。

旅館業法の特例 (国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

活用する規制改革

現状

宿泊期間が1ヶ月未満の場合、旅館業法が適用される。

<適用による主な義務>

- ・フロントの設置、宿泊者名簿の作成
- ・衛生管理、保健所による立入検査 など



見直し後

都道府県知事等の特定認定を受けた場合、旅館業法の適用を除外。



効果

観光やビジネスの宿泊ニーズに対応した新たな宿泊施設を提供。

具体的事業

<事業の概要>

国内外の旅行者やビジネス等の
多様な宿泊ニーズに対応



● 条例で定める滞在期間: 6泊7日以上

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(国家戦略特別区域法施行令第12条第2号の条例で定める期間)

第2条 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「政令」という。）第12条第2号の条例で定める期間は、7日とする。

(立入調査等)

第3条 区長は、法第13条第9項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、同条第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）の事務所又は政令第12条第1号に規定する施設に立ち入り、当該認定事業者に係る法第13条第4項に規定する認定事業の実施状況について調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業計画の周知)

第4条 法第13条第1項に規定する特定認定（以下「特定認定」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ当該特定認定に係る事業計画の内容について近隣住民に周知しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。